

令和6年度（令和5年分）町県民税の申告の手引き

期間： 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)（別紙 受付日程表のとおり）
 場所： 宮代町役場1階 101・102会議室
 問合せ先： 税務課 町民税担当 0480-34-1111 内線232・233

■ 郵送申告にご協力ください

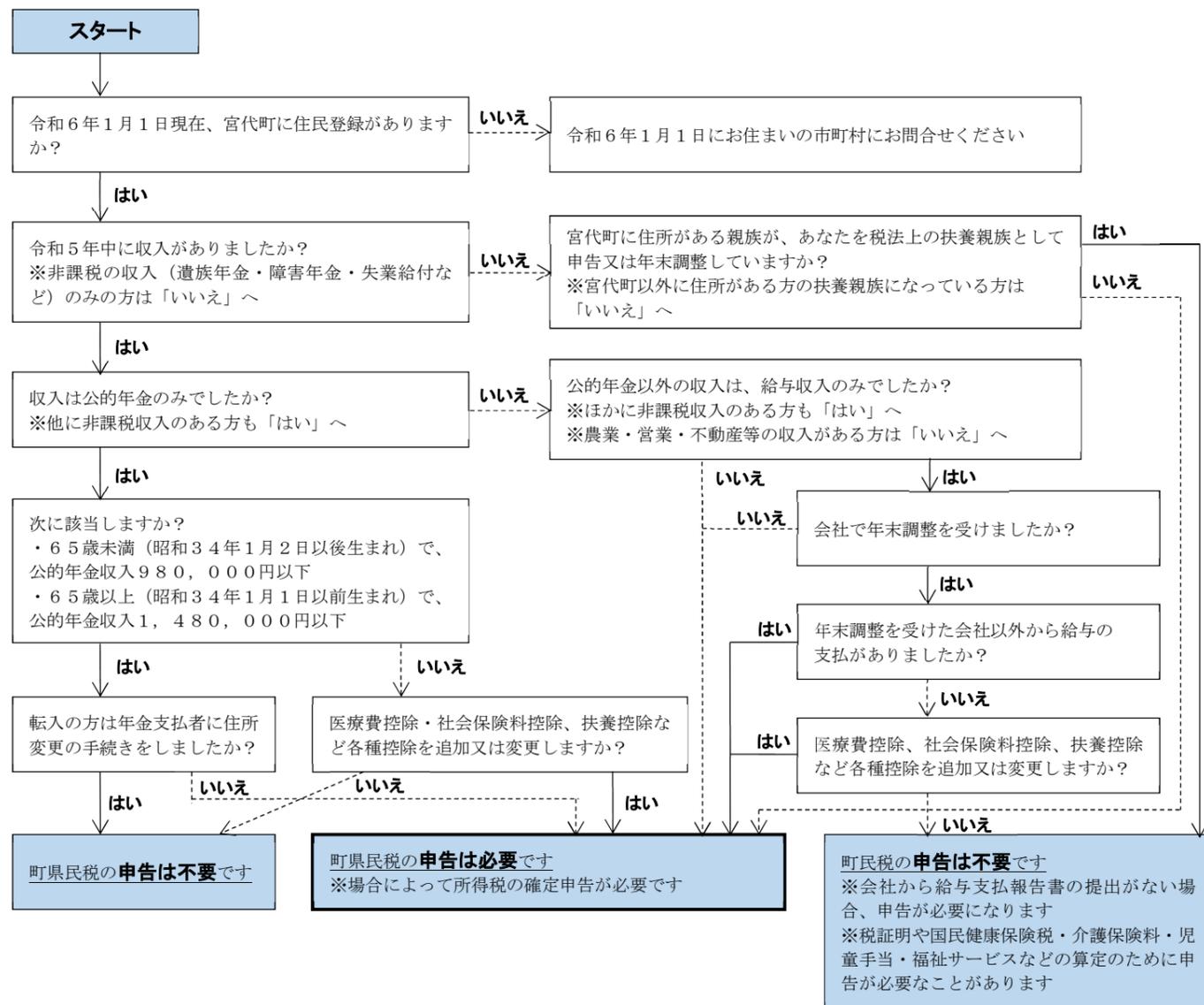
申告会場は大変込み合い、長時間お待ちいただく場合があります。郵送申告では、右ページの【記入が必要な箇所】が記入され、【提出するもの】の同封があれば、受付できます。また、会場に収受箱（町県民税申告用）を設置しますので、ご利用ください。

■ マイナンバーの記入が必要です マイナンバーの記入に伴い、本人確認も行います。

（確認書類）①個人番号（マイナンバー）カード ②通知カードと運転免許証（又は健康保険証等）
 申告者が扶養している方の確認書類は必要ありません。

郵送で提出する方	会場で町県民税申告をする方	会場で計算した結果 確定申告になった方
①、②のいずれかのコピーの添付が必要です。	①、②のいずれかの提示が必要です。	①、②のいずれかの提示が必要です。

＜あなたは町県民税の申告が必要ですか＞ ※所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は不要です。



■ 郵送で申告する場合

【記入が必要な箇所】のみ記入してください。【提出するもの】のうち該当するものを同封のうえ返信用封筒にて郵送してください。（普通郵便での提出が不安な場合は、書留郵便（自己負担）で郵送するか、申告会場の収受箱に投函してください。）

【記入が必要な箇所（裏面青枠の中）】

- 住所・氏名・生年月日・個人番号・電話番号等一番上の太枠の中
- 本人の事項（⑰寡婦、⑱ひとり親、⑲勤労学生、⑳障害者に該当する方）
- 扶養している方の内容（㉑配偶者、㉒上段16歳以上、㉓下段16歳未満。本人又は扶養している方が障がい者の場合は㉔の記入もお願いします）
 上記は必ず記入してください。
 ※源泉徴収票に扶養している方のお名前や人数の記載があっても、申告書に記載がない場合は、控除が受けられないことがあります。
 ※昨年中収入のなかった方は、申告書右下の備考欄に「〇〇の扶養」「預金で生活」など、どのように生活されていたかご記入ください。

【提出するもの】

- 町県民税申告書（町ホームページ「申請届出」からもダウンロードできます。）
- 「個人番号（マイナンバー）カード」又は「通知カードと運転免許証（又は健康保険証など）」のコピー
- 収入がわかるもの（給与や公的年金などの源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など）
- 社会保険料の領収書のコピー又は控除証明書
 （国民健康保険などの各種公的医療保険税（料）、介護保険料、国民年金保険料など）
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 寄付金控除を受ける方→寄付金の受領証や寄付したことの証明書
- 医療費控除を受ける方→医療費控除の明細書（病院・人ごとに集計）
- セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方
 →セルフメディケーション税制の明細書（薬局・人ごとに集計）
- 障害者控除、勤労学生控除を受ける方→障害者手帳、学生証のコピー

■ 会場窓口で申告する場合～提出書類は自宅で作成してください

【記入が必要な箇所】

- 上記〈郵送で申告する場合〉と同じ。
- 申告会場には記載スペースは用意できませんので、ご自宅で作成してご持参ください。特に医療費控除の明細書及び事業の収支内訳書は完成されていない場合は申告できない場合もありますのでご協力をお願いします。

【持参するもの】

- 上記〈郵送で申告する場合の提出するもの〉と同じですが、コピーとなっている書類は原本を持参してください。

提出された申告書は、あなたの町県民税を算出する資料となるほか、各種証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの資料など、幅広く使われていますので、必ず期間中に提出してください。

3. 4 所得から差し引かれる金額

控除項目	内容	計算方法・控除額																												
⑬社会保険料	後期高齢者医療保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料など	支払った金額を控除(証明書添付)																												
⑭小規模企業共済等	第一種小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金など	支払った金額を控除(証明書添付)																												
⑮生命保険料	別紙受付日程表(裏面)をご覧ください。																													
⑯地震保険料	別紙受付日程表(裏面)をご覧ください。																													
⑰寡婦	①夫と離婚し再婚していない、かつ扶養親族がいて合計所得が500万円以下の人 ②夫と死別し、再婚していない人で合計所得金額が500万円以下の人	26万円																												
⑱ひとり親	夫か妻と死別・離婚、または未婚で生計を一にする子(※)があり、合計所得金額が500万円以下の人 ※総所得金額等48万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。	30万円																												
⑲勤労学生	合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人 学生証(コピー)添付	26万円																												
⑳障害者	障害者手帳などに記載されている「種類」と「級」を記載 障害者控除は別紙受付日程表(裏面)をご覧ください。																													
㉑配偶者・ ㉒配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得額</th> <th>納税義務者の合計所得の金額が900万円以下の場合の控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>配偶者の合計所得金額48万円以下</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(昭和29年1月1日以前に生まれた人)</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td>480,001円～1,000,000円</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,330,001円～</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※納税義務者の合計所得の金額が900万円超の場合には、段階的に控除額が変わります。</p>		所得額	納税義務者の合計所得の金額が900万円以下の場合の控除額	配偶者控除	配偶者の合計所得金額48万円以下	330,000円	老人控除対象配偶者(昭和29年1月1日以前に生まれた人)	380,000円	配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円		1,330,001円～	0円	
	所得額	納税義務者の合計所得の金額が900万円以下の場合の控除額																												
配偶者控除	配偶者の合計所得金額48万円以下	330,000円																												
	老人控除対象配偶者(昭和29年1月1日以前に生まれた人)	380,000円																												
配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円																												
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円																												
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円																												
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円																												
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円																												
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円																												
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円																												
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円																												
	1,330,001円～	0円																												
㉓扶養	生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の者がある場合(配偶者・専従者を除く。)	年少扶養 0円 老人扶養 38万円 一般扶養 33万円 同居老親 45万円 特定扶養 45万円 *特定(平成13年1月2日～平成17年1月1日生) *老人(昭和29年1月1日以前に生まれた人) *年少(平成20年1月2日以降に生まれた人)																												
㉔基礎控除	43万円(合計所得が2,400万円を超える場合は控除額が段階的に引き下げられ、2,500万円を超える場合は適用外となります。)																													
㉕雑損	災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合	(損失額-保険金等で補てんされた金額)-総所得金額等の合計額の10%(災害関連支出-5万円)のいずれか多い方の金額(証明書添付)																												
㉖医療費	あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	従来の医療費控除を選択する場合は、(支払った医療費の合計額-保険金等の補てん額)-(所得の合計の5%か10万円のいずれか少ない方の金額)(限度額200万円) セルフメディケーション税制を選択する場合は、特定一般医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)																												
	医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書(内訳書)」をセルフメディケーション税制の場合は「セルフメディケーション税制の明細書」を作成して提出してください。 ※領収書の添付は不要です。																													

☆記入する所得金額、所得控除は令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年分です。

申告書の書き方

令和 6年度分 市町村民税 申告書 整理番号

現住所 宮代町笠原1-4-1 業種又は職業 農業
1月1日現在の住所 同上 電話番号 34-1111
フリガナ ミヤシロ タロウ 個人番号

氏名 宮代 太郎 個人番号 123456789012
生年月日 33 1 21 世帯主の氏名 宮代 太郎 続柄 本人 基本コード

提出年月日 年 月 日 住所コード 行政区コード 納税コード 世帯コード

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料	円
国民健康保険	180,000	
介護保険料	20,000	
合計	200,000	
新生命保険料の計	120,000	
旧生命保険料の計		
新個人年金保険料の計	120,000	
旧個人年金保険料の計		
介護医療保険料の計	31,500	
旧長期損害保険料の計		
地震保険料控除	10,000	

⑰～⑲ 寡婦控除 ⑱ 勤労学生控除
⑳ 障害者控除 ㉑ 配偶者控除 ㉒ 配偶者特別控除
㉓ 扶養控除 ㉔ 基礎控除 ㉕ 雑損控除 ㉖ 医療費控除

1 氏名 宮代 太郎 障害の程度 身体 3
2 氏名 宮代 太郎 障害の程度

1 氏名 宮代 花子 生年月日 37 6 4
2 氏名 宮代 花子 生年月日 37 6 4

1 氏名 宮代 一郎 生年月日 9 3 15 同居・別居の区分 同居 続柄 父
2 氏名 宮代 一郎 生年月日 9 3 15 同居・別居の区分 同居 続柄 父

1 氏名 宮代 太郎 生年月日 33 1 21 同居・別居の区分 同居 続柄 本人
2 氏名 宮代 太郎 生年月日 33 1 21 同居・別居の区分 同居 続柄 本人
3 氏名 宮代 太郎 生年月日 33 1 21 同居・別居の区分 同居 続柄 本人

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。 扶養控除額の合計

⑲ 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
損害金額 保険金などで補填される金額 差し戻損失額のうち災害関連支出の金額

⑲ 医療費控除 支払った医療費等 保険金などで補填される金額

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

表

郵送で申告する方へ

- 【記入が必要な箇所(青枠の中)】で該当の箇所を記入します。所得がなかった場合は、備考欄も記入してください。青枠中の記入がない場合、控除を受けられない場合がありますのでご注意ください。
- 【提出するもの(表面参照)】を同封のうえ返信用封筒を使って郵送してください。切符の貼付は不要です。

提出された資料をもとに計算します。

1 収入金額等

事業収入

営業等→小売業、製造業、理容業、サービス業、保険外交員、集金人、大工などによる収入
農業→農産物の生産、果樹の栽培、米の直接支払交付金等の補助金などによる収入

不動産収入

地代、家賃、土地や家屋の権利金など

利子収入

源泉分離課税以外の利子収入

配当収入(株式等)

株式の配当金、出資の配当金、剰余金の分配金などの収入

給与収入

給与、賃金、賞与、事業専従者の給与収入など

雑収入(公的年金等)

国民年金、厚生年金、厚生年金基金、共済年金、恩給など

雑収入(その他)

生命保険契約に基づく個人年金、原稿料など

2 所得金額

～所得金額の求め方～

- ① 営業等所得
 - ② 農業所得
 - ③ 不動産所得
 - ④ 利子所得
 - ⑤ 配当所得
 - ⑥ 給与所得
 - ⑦ 雑所得
 - 公的年金等
 - その他
 - ⑧ 総合譲渡・一時所得
 - 総合譲渡所得
 - 短期
 - 長期
 - 一時所得
- =収入金額-必要経費-専従者控除額
=収入金額
=収入金額-株式等取得するための負債利子
=別紙 受付日程表(裏面)の速算表により算出
=収入金額-必要経費
=収入金額-必要経費-特別控除額
=(収入金額-必要経費-特別控除額)÷2
=(収入金額-必要経費-特別控除額)÷2

5 給与所得・公的年金等のほかに所得のある方は納付方法のいずれかにし点チェックしてください。

令和5年中に所得がなかった場合

- ・被扶養者……「〇〇の扶養」と記入してください。
- ・学生の方……学生証(コピー)を添付し、学校名・学年を記入してください。
- ・その他の方……生計維持の方法を記入してください。(遺族年金・障害年金・生活保護など)

記入不要

※日本国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける方は、「親族関係書類」「送金関係書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)の提出又は提示が必要です。

この「申告の手引き」は一般的な事項について説明してあります。